

お客様各位

# 確認申請書 ご提出の際の注意事項

本申請用の確認申請書類のご提出の際、下記の不備が多く見受けられます。  
メール等を利用した差替え対応など行っておりましたが、国交省からの指導もあり、今後、弊社が代理者様に代わり申請書類の製本作業(差替を含む)を行うことは出来ませんので、書類ご提出の際はご注意ください。

- ・委任状の日付（委任日）の記入が無い  
※iGate で作成する委任状は建築主様が委任する際に日付を記入する想定で作成されるため、iGate 上での日付の入力は出来ません。
- ・添付図面の縮尺が合っていない  
※PDF データを印刷すると、プリンターの設定により、用紙サイズに併せて僅かに縮小・拡大されることがあります。必ず印刷後の縮尺をご確認ください
- ・規則 1 条の 3 に定める申請に必要な書類が揃っていない
- ・事前審査で審査した図面が揃っていない  
※添付書類の PDF データが分割されており、1 データ分不足しているなど

ご提出された書類に不備がある場合は、不備が解消されるまで受付保留となります。

また弊社がお客様に代わり製本作業をすることは出来ませんので、ご来社いただき、お客様の方で差替え等を行っていただくこととなります。

ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

アウェイ建築評価ネット  
2023.3